

防 災 業 務 計 画

平成30年4月

東京ガス株式会社

目 次

第1編 総 則	1
第1章 総 則	1
第1節 防災業務計画の目的	1
第2節 防災業務計画の基本構想	1
第3節 防災業務計画の運用	1
第2編 一般防災業務計画	2
第1章 防災体制の確立	2
第1節 防災体制	2
第2節 対策組織の運営	2
第3節 外部関係機関との協調	3
第2章 災害予防に関する事項	5
第1節 防災教育	5
第2節 防災訓練	5
第3節 非常事態対策諸規則類の整備	5
第4節 ガス施設の災害予防措置に関する事項	5
第5節 災害対策用資機材等の確保および整備	6
第6節 ガス事故防止	7
第3章 災害応急対策に関する事項	8
第1節 通報・連絡	8
第2節 災害時における情報の収集・連絡	8
第3節 災害時における広報	9
第4節 対策要員の確保	9
第5節 事業継続計画の策定・発動	9
第6節 災害時における復旧用資機材の確保	10
第7節 災害時における危険予防措置	10
第8節 災害時における応急工事	10
第4章 災害復旧に関する事項	11
第1節 復旧計画の策定	11
第2節 復旧作業の実施	11

第3編 大規模地震防災強化計画	13
第1章 大規模地震防災体制の確立	13
第1節 大規模地震防災体制	13
第2節 対策組織の運営	13
第3節 外部関係機関との協調	13
第2章 災害予防に関する事項	14
第1節 防災教育	14
第2節 防災訓練	14
第3節 地震防災広報	14
第3章 地震防災応急対策に係る措置に関する事項	14
第1節 ガス工作物等の巡視・点検および検査	14
第2節 工事等の中断	14
第3節 対策要員の確保	14
第4節 災害対策用資機材等の確保および整備	14
第5節 避難等の要請	14
第6節 安全広報	15

第1編 総 則

第1章 総 則

第1節 防災業務計画の目的

この防災業務計画（以下「この計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第39条第1項および大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条第1項の規定に基づき、ガス施設に係る災害予防・災害応急対策および災害復旧のための諸施策の基本を定めることにより、円滑かつ適切な防災業務活動の遂行を図ることを目的とする。

第2節 防災業務計画の基本構想

ガス施設の災害および二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と防災環境の整備に常に努力を傾注するとともに、次の諸施策を重点に防災対策の推進を図る。

1. 防災体制の確立
2. 災害予防対策
3. 災害応急対策
4. 災害復旧対策

第3節 防災業務計画の運用

1. 他の計画等との関連

この計画は、災害対策基本法・大規模地震対策特別措置法・ガス事業法・消防法・石油コンビナート等災害防止法等関係法令に基づく諸計画等と調整を図り運用する。

2. 防災業務計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

第2編 一般防災業務計画

第1章 防災体制の確立

第1節 防災体制

1. 非常体制の区分

災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合（以下「非常事態」という。）に対処するための非常体制の区分は次による。

体制区分	適用条件
第0次非常体制	1. 震度5弱の地震が発生した場合，その他必要な場合
第一次非常体制	1. 震度5強の地震が発生した場合，その他必要な場合 2. 供給支障となる期間が24時間以内の地震以外の自然災害が発生，または非常事態が発生した場合 3. 自然災害以外の理由により，社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障事故が予想される場合 4. 当社の事業運営に大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合，又は発生が予測される場合
第二次非常体制	1. 震度6弱以上の地震が発生した場合 2. 震度5弱・5強の地震が発生し，中圧又は低圧ブロックを供給停止した場合 3. 地震警戒宣言（東海地震予知情報）が発表された場合 4. 供給支障となる期間が24時間以上の地震以外の自然災害の発生，または非常事態が発生した場合 5. 自然災害以外の理由により，社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障事故が発生した場合 6. 当社の事業運営に極めて大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合，又は発生が予測される場合

2. 災害対策組織および分担業務

非常体制に対応する災害対策組織（以下「対策組織」という。）を別表－1の通り定める。またこれらの対策組織における分担業務を別表－2の通り定める。

大規模地震防災体制（警戒体制）については第3編に定める。

第2節 対策組織の運営

1. 非常体制の発令および解除

(1) 対策本部の設置は、社長が別に命ずるところによる。社長が不在の場合は、あらかじめ定めた代行者により代行する。ただし、震度5弱以上の地震が発生し場合には、社長の別命を待

つことなく、自動的に設置する。

- (2) 非常事態が発生した場合または発生が予想される場合、統括班長の下に統括班，担当班，対策支部（以下、支部という。）を設置する。
- (3) 災害発生のおそれなくなった場合、または災害復旧が進行して非常体制を継続する必要がなくなった場合、本部長は非常体制を解除する。
- (4) 発令および解除の伝達経路は、別表－１の通りとする。

2. 権限の行使

- (1) 本部が設置された場合、災害対策活動に関する一切の業務は本部のもとで行う。
- (2) 本部長は、災害対策に関する責任者として対策本部を統括する。
- (3) 副本部長は本部長を補佐し、災害対策について立案・審議する。
- (4) 統括班長及び担当班長は本部長の命を受け、災害対策について立案・審議するとともに、担当班長・所属員を指揮監督して災害対策活動を行う。また支部長は統括班長の命を受け、所属員を指揮監督して災害対策活動を行う。
- (5) 本部長となる者に事故があるときは、あらかじめ定めた代行者により職務を代行する。

3. 動員

- (1) 本部長は非常事態が発生した場合、または発生が予想される場合、社員等の動員を指令する。
但し、震度５弱以上の地震が発生した場合には自動出動とする。

4. 指令伝達および情報連絡の経路

本部（支部）が設置された場合の指令伝達および情報連絡の経路は、別表－１の通りとする。

第3節 外部関係機関との協調

1. 外部防災関係機関との協調

平常時には担当部所が当該地方自治体の防災会議等と、また災害時には本部または支部が当該地方自治体の災害対策本部等と緊密な連携を保ち、この計画が円滑かつ適切に行われるよう努める。

(1) 地方防災会議等への参加

地方防災会議等には委員を推せんし参加させる。

(2) 地方自治体災害対策本部との協調

この計画が円滑かつ適切に行われるよう、次の事項に関し協調を図る。

- ① 災害に関する情報の提供および収集
- ② 災害応急対策および災害復旧対策の推進

2. 防災関係機関との協調

内閣府、経済産業省、気象庁、警察・消防等防災関係機関とは平常時から協調し、防災情報の提供、収集等相互連携体制を整備しておく。防災関係機関との対応は別表－3の通りとする。

3. 他ガス事業者等との協調

日本ガス協会及び他ガス事業者等と協調し、要員・資機材等の相互融通等災害時における相互応援体制の整備に努める。

4. 情報の収集・連絡

非常事態等においては、非常事態等に関する状況、防災業務活動の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関等への提供等を適時かつ適切に実施するための体制の整備に努める。また、非常事態災害により情報収集、連絡に当たる担当者や通信手段が被害を受けた場合に備え、情報伝達ルートが多ルート化、代行できる人員の指定など被害発生時における情報収集、連絡体制の整備に努める。

第2章 災害予防に関する事項

第1節 防災教育

各部所は、ガスの製造設備・供給設備に係る防災意識の高揚を図り、ガスに係る災害の発生防止に努めるため、災害に関する専門知識・関係法令・保安規程・保安業務規程等について社員等関係者に対する教育を実施する。

第2節 防災訓練

各部所は、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上実践的な防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。また、国および地方自治体等が実施する防災訓練等に積極的に参加し、連携を強化する。

第3節 非常事態対策諸規則類の整備

災害時における業務を円滑に推進するため、この計画に基づき諸規則類を作成・整備する。

第4節 ガス施設の災害予防措置に関する事項

1. 施設の機能の確保

ガス設備については、既存の予防措置を活用しつつ、以下のとおり施設の機能確保に努める。

(1) 系統の多重化・拠点の分散

ガス供給のため、系統の多重化、拠点の分散などに努める。

(2) 代替施設の整備

臨時供給のための移動式ガス設備などの整備に努める。

2. ガスの安定的な供給等

ガスを安定的かつ適切に供給するために以下のとおり措置を講ずる。

(1) ガス製造設備

消防関係法令、ガス事業法等に基づき所要の対策を講ずるとともに、防消火設備の整備・点検・火気取締等の実施により火災防止を図る。

(2) ガス供給設備

大規模なガス漏えい等を防止するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置の設置、導管防護措置、他工事に係わる導管事故防止措置等を行う。また、需要家の建物内でのガス漏えいを防止するため、感震遮断機能を有するガスメーター(マイコンメーター)または

緊急遮断装置の設置を推進する。

3. 非常用設備の整備

(1) 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の通信設備を整備する。

(2) コンピューター設備

災害に備え、バックアップする体制を整備する。

(3) 自家発電設備など

常用電力の停止時において防災業務設備の機能を維持するため必要に応じて自家発電設備などを整備する。

(4) 防災中枢拠点設備

災害対策本部の機能を果たす施設については、通信設備の充実や代替施設の確保等の措置を講ずる。

4. ガス工作物の巡視・点検・検査等

ガス工作物を常に法令に定めるガス工作物の技術上の基準に適合するように維持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的にガス工作物の巡視点検を行い、ガス事故の防止を図る。また、被害の発生が予想される場合にはあらかじめ定めるところにより巡回点検する。

第5節 災害対策用資機材等の確保および整備

1. 災害対策用資機材等の確保

製造設備・供給設備の復旧用鋼材・配管材料・工具等必要資機材は、平常時からその確保に努めるとともに定期的に保管状況を点検整備する。また、必要資機材をリスト化するとともに、調達体制を整備する。

2. 車両の確保

非常事態における迅速な出動および資機材の輸送手段の確保を図るため、拠点においては、工作車・緊急車等の車両を常時稼働可能な状態に整備しておく。また、掘削車・採水車等の特殊な作業車および工作機械等は関係工事会社等と連携し、その調達体制を整備する。

3. 代替熱源

ガス供給停止時における代替熱源の供給のために、移動式ガス発生設備の確保に努めるとともに、カセットコンロ類、LPG等の調達ルートを把握しておく。

4. 生活必需品の確保

非常事態に備え、食糧・飲料水・寝具・医薬品・仮設トイレ等の生活必需品の確保に努めると

ともに、定期的に保管状況を点検整備する。

5. 前進基地の確保

非常事態に備え前進基地用地、宿泊施設等の候補をあらかじめ調査しておく。

第6節 ガス事故の防止

1. ガス工作物の巡視・点検・調査等

ガス工作物を常に法令に定めるガス工作物の技術上の基準に適合するように維持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的にガス工作物の巡視・点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）を行い、ガス事故の防止を図る。

2. 広報活動

(1) 日常の広報

お客さまおよび他工事関係工事会社等に対し、ガスの安全知識等の普及を促進し、その理解を求めるとともに、ガス臭気が認められる場合等に通報等の協力を得るよう広報活動を実施する。

(2) 広報資料の作成等

非常事態に即応できるよう、あらかじめ広報例文等を作成・保管するとともに、ガスメーター（マイコンメーター）復帰ビデオ・テープ等をあらかじめマスコミ等に配布する。

第3章 災害応急対策に関する事項

第1節 通報・連絡

1. 通報・連絡の経路

- (1) 社内および外部機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート多重化および情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努めるものとする。
- (2) 社内および外部機関に対する通報・連絡の経路は別表―1、別表―3の通りとする。

2. 通報・連絡の方法

- (1) 通報・連絡は、災害時優先電話、社内電話、携帯電話、無線通信等を使用して行う。
- (2) 通信手段に支障が生じた場合、直ちに総務省に連絡し、通信手段を確保する。

第2節 災害時における情報の収集・連絡

1. 情報の収集・報告

災害が発生した場合は、次に掲げる各情報を巡回点検、出社途上の調査等により迅速・的確に把握する。

(1) 気象情報

- ① 気象庁の発表する、地震、大雨、洪水等に関する情報

(2) 被害情報

① 一般情報

一般の家屋被害および人身被害発生情報ならびに電気・水道・交通（鉄道、道路等）・通信・放送施設等の施設をはじめとする当該受持区域内全般の被害情報

- ② 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部・官公庁・報道機関・お客さま等への対応状況）

- ③ 出社途上における収集情報

- ④ その他災害に関する情報（交通状況等）

(3) ガス施設等被害の状況及び復旧状況

- (4) ガス施設等の被害および復旧に関する情報、普及作業に必要な資機材・食料または応援隊等に関する情報

(5) 社員の被災状況

- (6) その他災害に関する情報

第3節 災害時における広報

1. 広報活動

災害発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行う。

2. 広報の方法

広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また地方自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。

第4節 対策要員の確保

1. 対策要員の確保

- (1) 勤務時間外の非常事態の発生に備え、予め対策要員や連絡先を整理しておく。
- (2) 非常体制が発令された場合は、対策要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに所属する本（支）部に出動する。
- (3) 勤務時間外に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた対策要員は、気象情報その他の情報に留意し、非常体制の発令に備える。

2. 他会社等との協力

- (1) 協力会社等とは、災害発生後直ちに出勤要請できる連携体制を確立し、必要に応じて出勤を要請する。
- (2) 自社のみでは早期復旧が困難であると考えられる場合には、日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき他ガス事業者からの応援を要請する。

第5節 事業継続計画の策定・発動

1. 事業継続計画の策定

事故・災害等について、必要により予め事業継続計画を策定する。また、策定に当たっては、関係者の生命・身体の安全、および被害拡大の防止を前提とした上で、最低限継続しなければならない以下の業務を最優先する。

- (1) ガスの製造・供給の維持、保安の確保に関する業務
- (2) ガスの供給が停止した場合にはその復旧作業に関する業務
- (3) 供給制限が必要となった場合の需要家対応に関する業務
- (4) その他企業として事業を継続する上で最低限必要な通常業務

2. 事業継続計画の発動

事業継続計画の発動が必要な場合は、事務局長が本部長に具申し、発動は本部長が命ずる。

第6節 災害時における復旧用資機材の確保

1. 調達

各班長、各支部長は、予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のような方法により速やかに確保する。

- (1) 取引先・メーカー等からの調達
- (2) 被災していない他地域からの流用
- (3) 他ガス事業者等からの融通

2. 復旧用資機材置場等の確保

災害復旧は、復旧用資機材置場および前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討する。また、この確保が困難な場合は、地方自治体等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

第7節 非常事態発生時の安全確保

1. 危険予防措置

ガスの漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

第8節 災害時における応急工事

応急の復旧に当たっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、非常事態発生後可能な限り迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行う。

第4章 災害復旧に関する事項

第1節 復旧計画の策定

1. 復旧計画の策定

非常事態により被災した地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、被災した地域施設又は設備の復旧については、可能な限り迅速に行う。

(1) 災害が発生した場合は、被害状況の調査を速やかに行い、正確な情報を収集し、次に掲げる事項を明らかにした復旧計画を策定する。

- ① 復旧手順および方法
- ② 復旧要員の確保および配置
- ③ 復旧用資機材の調達
- ④ 復旧作業の期間
- ⑤ 供給停止需要家等への支援
- ⑥ 宿泊施設の手配、食糧等の調達
- ⑦ その他必要な対策

(2) 重要施設の優先復旧計画

救急病院、ゴミ焼却場、老人ホーム等の社会的な重要度の高い施設については、移動式ガス発生設備による臨時供給も含めて、優先的に復旧するよう計画立案する。なお、臨時供給にあたっては、関係機関（国、都県、日本ガス協会等）と連携を図る。

第2節 復旧作業の実施

1. 製造設備の復旧作業

被害を受けた製造設備は、復旧計画に基づき速やかに復旧する。

2. 供給設備の復旧作業

供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ、次の手順により行う。

(1) 高・中圧導管の復旧作業

- ① 区間遮断
- ② 漏えい調査
- ③ 漏えい箇所の修理
- ④ ガス開通

(2) 低圧導管の復旧作業

- ① 閉栓作業
- ② 復旧ブロック内巡回調査
- ③ 被災地域の復旧ブロック化
- ④ 復旧ブロック内の漏えい検査
- ⑤ 本支管・供給管・灯外内管の漏えい箇所の修理
- ⑥ 本支管混入空気除去
- ⑦ 灯内内管の漏洩検査および修理
- ⑧ 点火・燃焼試験（給排気設備の点検）
- ⑨ 開栓

第3編 大規模地震防災計画

第1章 大規模地震防災体制の確立

第1節 大規模地震防災体制

1. 非常体制の区分

警戒宣言が発令された場合に対処するための非常体制として、地震災害警戒体制（以下「警戒体制」という。）をとる。また東海地震注意情報が発表された場合は、臨時体制をとる。

第2節 対策組織の運営

1. 注意情報発表時の対応

東海地震注意情報を受理した場合、直ちに社内関係部所に連絡するとともに、臨時体制を設置しその対応に当たる。

2. 警戒体制の発令および解除

- (1) 警戒宣言の発令の情報受理後、社長は直ちに警戒体制を発令する。
- (2) 警戒体制が発令された場合は、直ちに地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）および地震災害警戒支部（以下「警戒支部」という。）を設置する。
- (3) 警戒本部長は当該地震災害に関する警戒解除宣言が発せられた場合には、警戒体制を解除する。
- (4) 警戒体制の発令および解除の伝達経路は、別表－1の通りとする。

3. 権限の行使

第2編第1章第2節第2項に準ずる。

4. 動員

第2編第1章第2節第3項に準ずる。

5. 指令伝達および情報連絡の経路

指令伝達および情報連絡の経路は、別表－1の通りとする。

第3節 社外機関との協調

第2編第1章第3節に準ずる。

第2章 災害予防に関する事項

第1節 防災教育

第2編第2章第1節に準ずる。

第2節 防災訓練

第2編第2章第2節に準ずる。

第3節 地震防災広報

第2編第2章第7節第2項に準ずる。

第3章 地震防災応急対策に係る措置に関する事項

第1節 ガス工作物等の巡視・点検および検査

警戒宣言が発せられた場合、地震防災上巡視・点検および検査が必要なガス工作物等については、あらかじめ定める巡視・点検および検査要領に従い巡視点検および検査を行う。

第2節 工事等の中断

警戒宣言が発せられた場合、工事中または作業中のガス工作物等については状況に応じ応急的保安措置を実施のうえ、工事または作業を中断する。

第3節 対策要員の確保

第2編第3章第4節に準ずる。

第4節 災害対策用資機材等の確保および整備

第2編第3章第5節に準ずる。

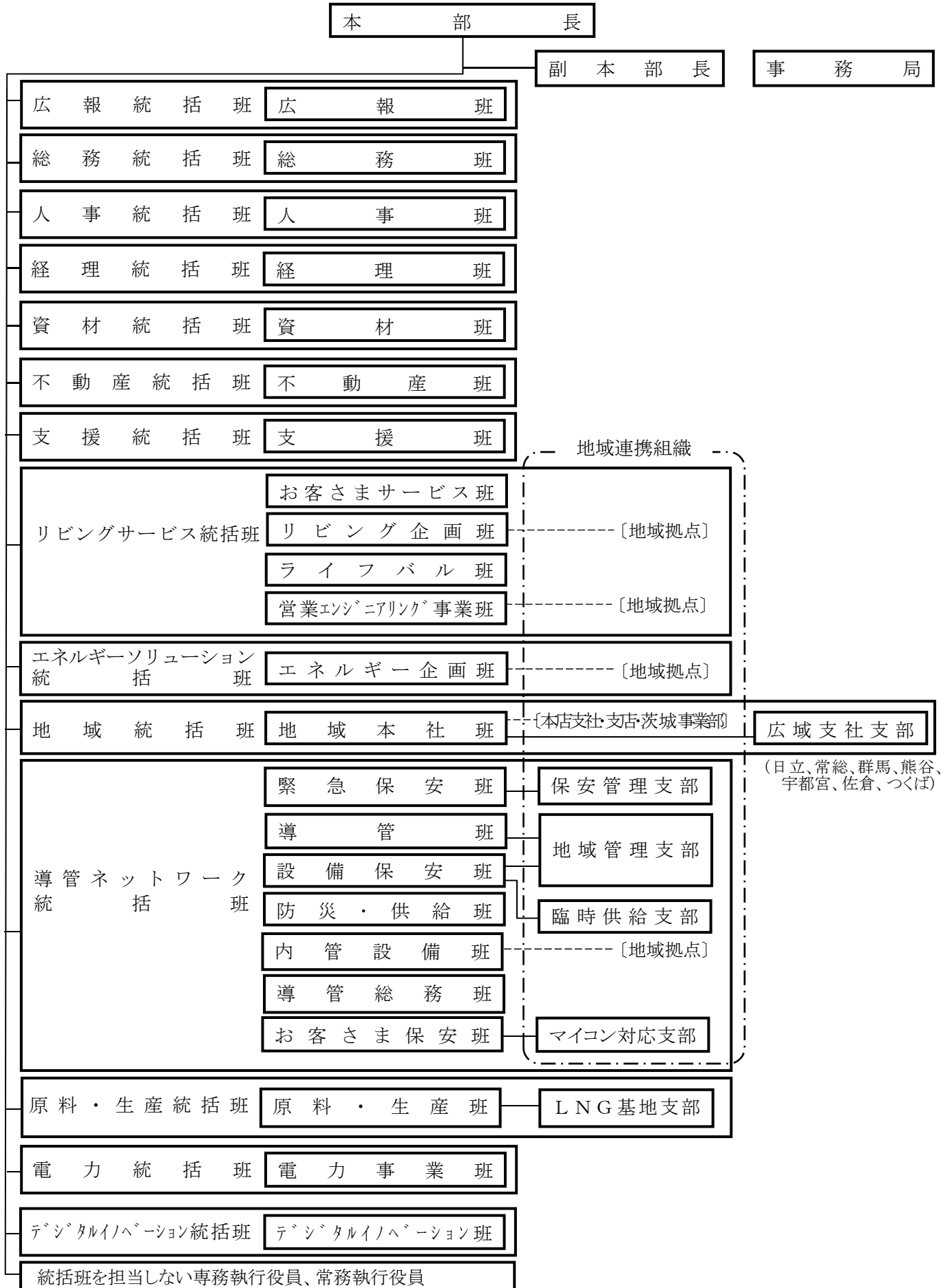
第5節 避難等の要請

警戒宣言が発せられた場合、本社および事業所等の見学者、訪問者等に対しては警戒宣言が発せられた旨を伝達し、避難、帰宅等を要請する。

第6節 安全広報

お客さまに対し、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認、地震が発生したときにおける使用中のガス栓の即時閉止等を要請する。また、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して前述の広報内容を報道するよう要請する。さらに地方自治体とも必要に応じて連携を図る。

非常事態対策本部の組織



非常体制時の本部および支部の分担業務（標準）

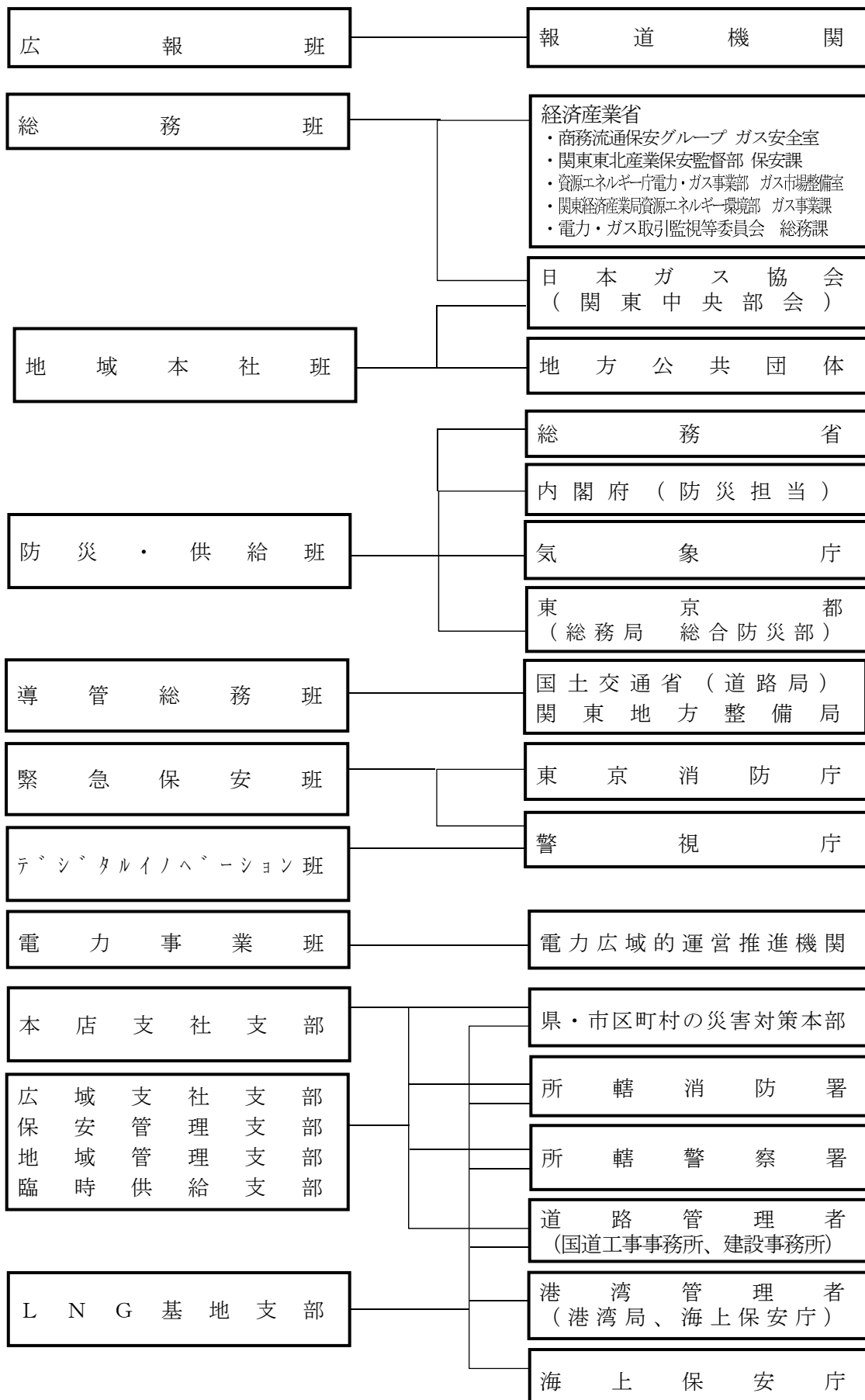
〔本部〕

班名		主な業務
広報統括班	広報班	広報資料の作成・周知、外部広報対応、プレス発表場所の設営・運営、支社・支店との連携によるマスコミ支局への広報対応、社内への対応記録
総務統括班	総務班	本社建物・設備の維持管理、経済産業省・局の対応窓口、日本ガス協会との連携、環境（ごみ）管理、経営幹部の本社到着迄の移動
人事統括班	人事班	動員状況の確認、社員勤務状況の管理、全社の安否確認の集計確認依頼 食料・宿泊施設の確保状況確認、福利厚生施設の管理・運用、健康管理の実施、作業服・ヘルメット等の調達・配布支援
経理統括班	経理班	会計処理の対応、金融機関等との連携、必要な現金調達、他班の応援
資材統括班	資材班	復旧用資機材の調達計画、備蓄倉庫内の資機材の在庫管理及びローテーションの実施、取引企業との連絡窓口、他班への応援
不動産統括班	不動産班	建物等施設・設備の被害状況の確認・復旧・維持管理、前進基地確保のための折衝支援および手続き
支援統括班	支援班	他班のサポート、応援
リビングサービス統括班	リビング企画班	リビング統括班の防災事務局、労務管理・総務、動員・安否状況の把握、応援要員の調整 ライフパルの費用清算
	お客さまサービス班	お客さまからの電話応対（電力小売を含む）、電話応援者の受け入れ対応
	ライフバル班	ライフバルへの協力要請、ライフパルの安否確認
	営業エンジニアリング事業班	HEATS（地点熱）修繕対応準備、他班の応援
エネルギーソリューション統括班	エネルギー企画班	（エネルギーソリューション本部が担当する）需要家の被災・供給状況の把握、導管ネットワーク統括班と連携・協力した需要家支援（臨時供給対応・ESV対応・復旧対応等）
地域統括班	地域本社班	広域支社の情報収集・対応支援、連結先のガス導管事業者との連絡・対応窓口、広報班と連携した本店支社・支店の地域行政対応・広報対応支援、優先支援需要家対応（避難所に関する自治体との対応窓口）の支援
導管ネットワーク統括班	緊急保安班	ガス漏洩対応
	導管班	被害情報の調査・収集、地域管理支部導管隊の対応支援・応援計画及び復旧計画作成（首都中枢エリア対応を含む）、地震復旧関係の工法準備、JGA救援隊への教育準備
	設備保安班	被害情報の調査・収集、地域管理支部設備保安隊の対応支援・応援計画作成（首都中枢エリア対応を含む）、優先支援需要家対応（臨時供給対応班・都県対応窓口含む）
	防災・供給班	地震災害時等のK・Lブロック供給停止判断・実施、製造供給計画の見直し・指示、供給操作設備・保安用通信設備の点検・維持管理、国・自治体（内閣府・都）の対策本部対応
	内管設備班	被害情報の調査・収集、ガス漏洩対応の支援・実施（内管修繕）、復旧計画の作成・実施
	導管総務班	導管ネットワーク統括班の労務管理・総務及び動員・安否状況の把握、人事班と連携した食料・宿泊施設の確保支援、デジタルインノベーション班と連携したOA機器等の手配・設営支援、他小売事業者との連携
	お客さま保安班	マイコンメーター復旧及び支援、復旧開閉栓の作業統括、業務体制・組織整備、（導管班と連携した）復旧開閉栓計画の作成、応援体制の検討・指示、機器修理対応支援、地震後のガス機器安全確認周知の施策推進、ライフパルの労務管理、JGA救援隊への教育準備
原料・生産統括班	原料・生産班	LNG基地の被害情報収集・対応支援、各LNG基地の製造計画見直し、移動式ガス発生設備の運営支援、原料調達計画の調整・実施、関係事業者との連絡窓口、他班への応援
デジタルインノベーション統括班	デジタルインノベーション班	通信設備・システムの稼働確保、東京ガスiネットとの連携
電力統括班	電力事業班	電力広域的運営推進機関対応

〔支部〕

支 部	主な業務
マイコン対応支部	他小売と連携・協力したマイコンメーター対応、開閉栓対応、需要家遮断バルブ対応、他支部との連携、ライフバル等との連携
広域支社支部	供給停止判断・実施（佐倉支社、つくば支社のみ）、ガス漏洩対応、マイコンメーター対応、被害情報の収集・対応、顧客からの電話応対、顧客への広報、地域行政（自治体対応含む）・地域社会等との連絡窓口
保安管理支部	ガス漏洩対応、ガバナ閉巡回（供給停止対応）、必要最低限のガバナ開巡回（供給支障回避）、供給継続Lブロック内における独立したネットワークの現地D復旧、マイコンメーター復旧及び支援、被害情報の調査・収集・対応、地震災害時等のLブロック供給停止判断支援、ESV対応（優先支援需要家に限る）、支部間の要員調整、他支部との地域連携
地域管理支部	供給継続地区の施設点検（緊急・計画点検）、供給停止Lブロック内の現地D復旧、ESV対応、本支管・内管本修理、復旧計画作成、首都中枢エリアの復旧（南部・中央地区）
臨時供給支部	他小売と連携・協力した臨時供給対応
LNG基地支部	LNG基地設備の点検・維持管理、被害情報の収集・対応、ガスの製造調整、移動式ガス発生設備の充填等

外部関係機関との連携



上記の連携は原則であり、災害対応上必要なときは各班で対応する。